



【濃厚接触者とは】

新型コロナウイルスに感染していることが確認された人と必要な感染予防策をせずに1m程度の距離で15分以上接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている人が濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった人について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断されます。

濃厚接触者となった場合

保健所や医療機関の指示に従って対応する。検査で陰性となった場合でも、患者との接触後14日間の健康観察期間は、自宅待機（登校・出勤停止）とし、自宅で健康観察を行う。

自宅療養（登校・出勤停止） 以下の自宅生活上の注意を実施する

- ・感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける
- ・感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方（一人が望ましい）にする
- ・できるだけ全員がマスクを使用する
- ・小まめにうがい・手洗いをする
- ・日中はできるだけ換気をする。
- ・取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する
- ・汚れたりネン、衣服を洗濯する
- ・ゴミは密閉して捨てる
- ・本学の「体調管理表」を使用し、健康観察を行う。

自宅療養中に新型コロナ感染症と判明した場合
すみやかに大学（011-891-2731）に連絡をする。
学生：教育支援課・学生生活支援課
教職員：総務人事課
※その後の対応は、「学生・教職員の疑い者発生時の対応フロー」に則る

（厚生労働省ホームページ [新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）](#)「[家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合に、家庭でどんなことに注意すればよいでしょうか。](#)」参照

学生は教育支援課・学生生活支援課（011-891-2731）、教職員は総務人事課に連絡

- ・担当課員は「新型コロナ受付・連絡票」にて症状を聴取し、学生は保健師、教職員は衛生管理者に提出。
- ・日ごとに集計し、保健師は学生生活支援課長、衛生管理者は総務人事課長に報告する。

無症状で経過

15日目から登校・出勤可能
保健所・医療機関からの指示がある場合はそちらを優先する。

登校・出勤開始

職員は休暇手続き

発熱や咳などの風邪症状、強いだるさや味覚・嗅覚障害が出現

「学生・教職員の疑い者発生時の対応フロー」へ